

2021年（令和3年）

経済センサス-活動調査結果（速報）
京都府の概要



令和4年8月

京都府政策企画部企画統計課

目 次

令和3年経済センサス-活動調査の概要	1
利用上の注意	2
I 事業所に関する集計結果	3
1 概況	3
2 産業大分類別の状況	5
3 従業者規模別の状況	8
4 経営組織別の状況	9
5 従業者の地位別状況	9
6 市区町村別の状況	10
7 地域別の状況	11
8 産業大分類別売上（収入）金額の状況	12
II 企業等に関する集計結果の概況	13
用語の解説	16

令和3年経済センサス-活動調査の概要

1 調査の目的

令和3年経済センサス-活動調査は、全産業分野の売上(収入)金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域的に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とする。

2 実施主体

総務省、経済産業省

3 調査期日

令和3年6月1日

4 調査対象

(1) 甲調査

日本標準産業分類に掲げる産業のうち、以下に掲げる事業所、国及び地方公共団体の事業所を除く事業所

ア 大分類A-「農業、林業」に属する個人経営の事業所

イ 大分類B-「漁業」に属する個人経営の事業所

ウ 大分類N-「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類 792-「家事サービス業」に属する事業所

エ 大分類R-「サービス業(他に分類されないもの)」のうち、中分類 96-「外国公務」に属する事業所

(2) 乙調査

国及び地方公共団体の事業所

5 調査方法(甲調査)

ア 調査員調査

原則、都道府県知事が任命した調査員が調査員調査対象の事業所に調査票を配布し、インターネットによる回答又は調査員が調査票を回収する方法により行う。

ただし、新型コロナウイルス感染症への対応の観点から、調査員回収の代替として郵送回収を導入した市町村においては、インターネットによる回答又は郵送で市町村が直接回収する方法で行う。

イ 直轄調査

独立行政法人統計センター及び国が一括して契約する民間事業者が調査票の配布・回収を行い、本社一括回答する際の報告者である本所事業所、特定の単独事業所及び外国の会社の事業所がインターネットによる回答又は郵送で回答する方法により行う。

利用上の注意

- 1 この「調査結果(速報)」は、令和4年5月31日に総務省及び経済産業省から公表された「令和3年経済センサス-活動調査の速報集計結果」のうち、京都府分について取りまとめたものです。後日、確定数として公表される確報集計結果とは必ずしも一致しません。
- 2 「I 事業所に関する集計結果」の売上(収入)金額は、以下の産業においては、事業所単位の把握は行っていません。
「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「学校教育」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体」及び「宗教」
- 3 売上(収入)金額等、一部の項目については、必要な事項の数値が得られた事業所(企業等)を対象として集計しています。
- 4 売上(収入)金額、費用等の経理事項は令和2年(2020年)1年間の数値です。また、この経理事項については、原則消費税込みで把握していますが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン(平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ)」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計しています。
なお、従来の活動調査等結果は、当時の消費税率であり、現行の税率(10%)と異なることから、時系列比較を行う際は、十分に留意が必要です。
<ガイドライン>
https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf
- 5 調査票の欠測値や回答内容の矛盾などについては、内容を精査し、平成28年経済センサス-活動調査、令和元年経済センサス-基礎調査、経済構造実態調査及び報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計しています。
<欠測値等の取扱いについて>
<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/pdf/hotei.pdf>
- 6 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入しています。
- 7 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン(平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ)」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者(1か月以上)」の区分に変更を行っています。このため、雇用者の内訳については、時系列比較を行うことはできません。
<ガイドライン>
https://www.soumu.go.jp/main_content/000777099.pdf
- 8 調査対象の事業所(企業等)は、平成28年経済センサス-活動調査では活用されていなかった「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行っています。
このため、従来の活動調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができないことから、平成28年経済センサス-活動調査結果については「参考」と表章しています。集計結果の時系列比較を行う際は、十分に留意が必要です。
- 9 全国の調査結果(速報)については、総務省統計局ホームページからご覧ください。
<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/index.html>

I 事業所に関する集計結果

1 概況

民営の事業所数は10万8368事業所、従業者数は113万9827人

令和3年6月1日現在の京都府内の事業所数(民営事業所。事業内容が不詳の事業所を除く)は108,368事業所、従業者数は1,139,827人で、全都道府県中、事業所数は第12位、従業者数は第13位となっている。

また、1事業所当たりの従業者数は10.3人(全国平均10.6人)となっている。

表1 事業所数及び従業者数(民営)

	京都府						全 国	
	令和3年	全国 順位	全国に占める 割合 (%)	(参考) 平成28年	全国 順位	全国に占める 割合 (%)	令和3年	(参考) 平成28年
事業所数	108,368	12位	2.1	113,774	13位	2.1	5,078,617	5,340,783
従業者数(人)	1,139,827	13位	2.0	1,137,370	13位	2.0	57,457,856	56,872,826

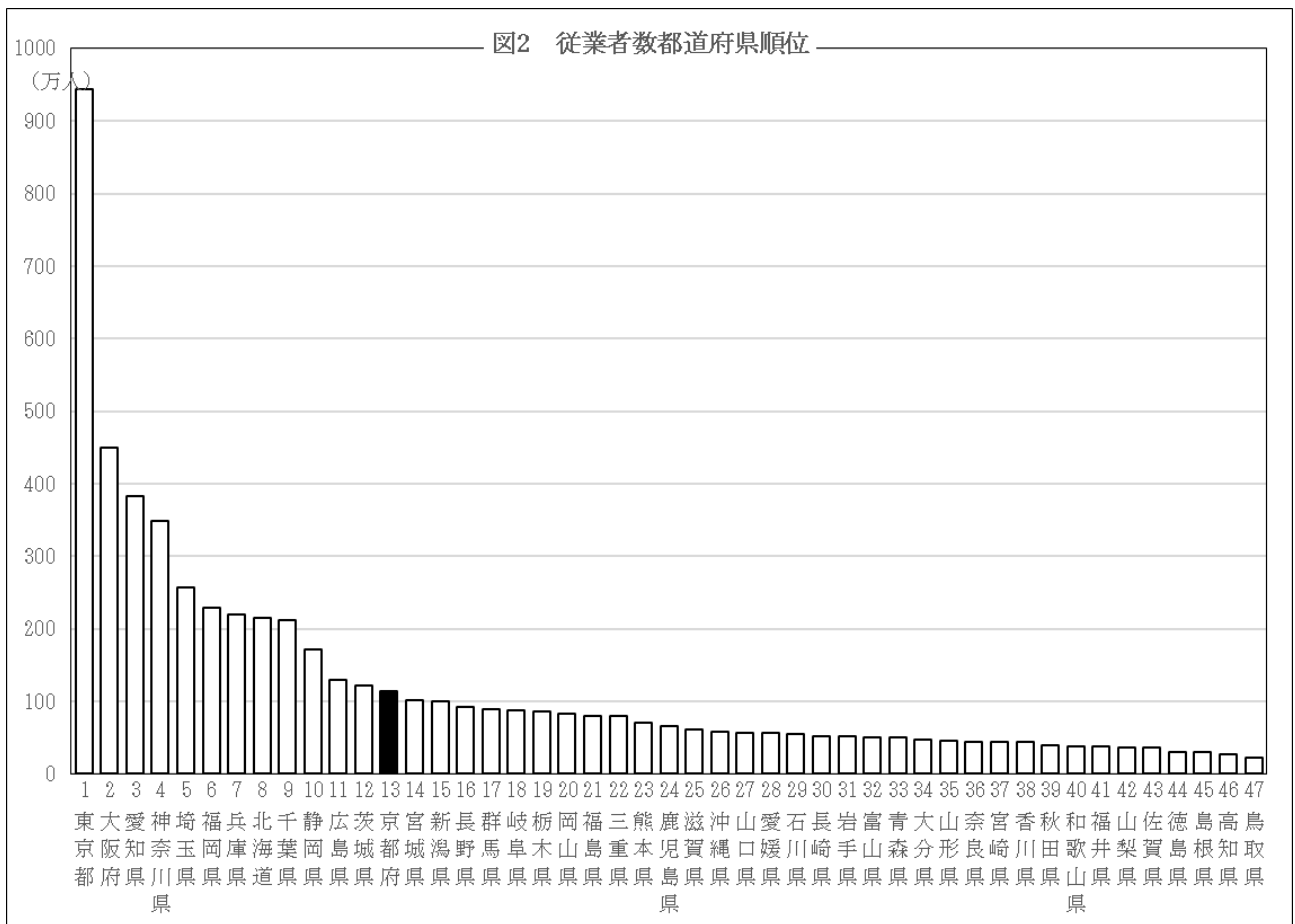
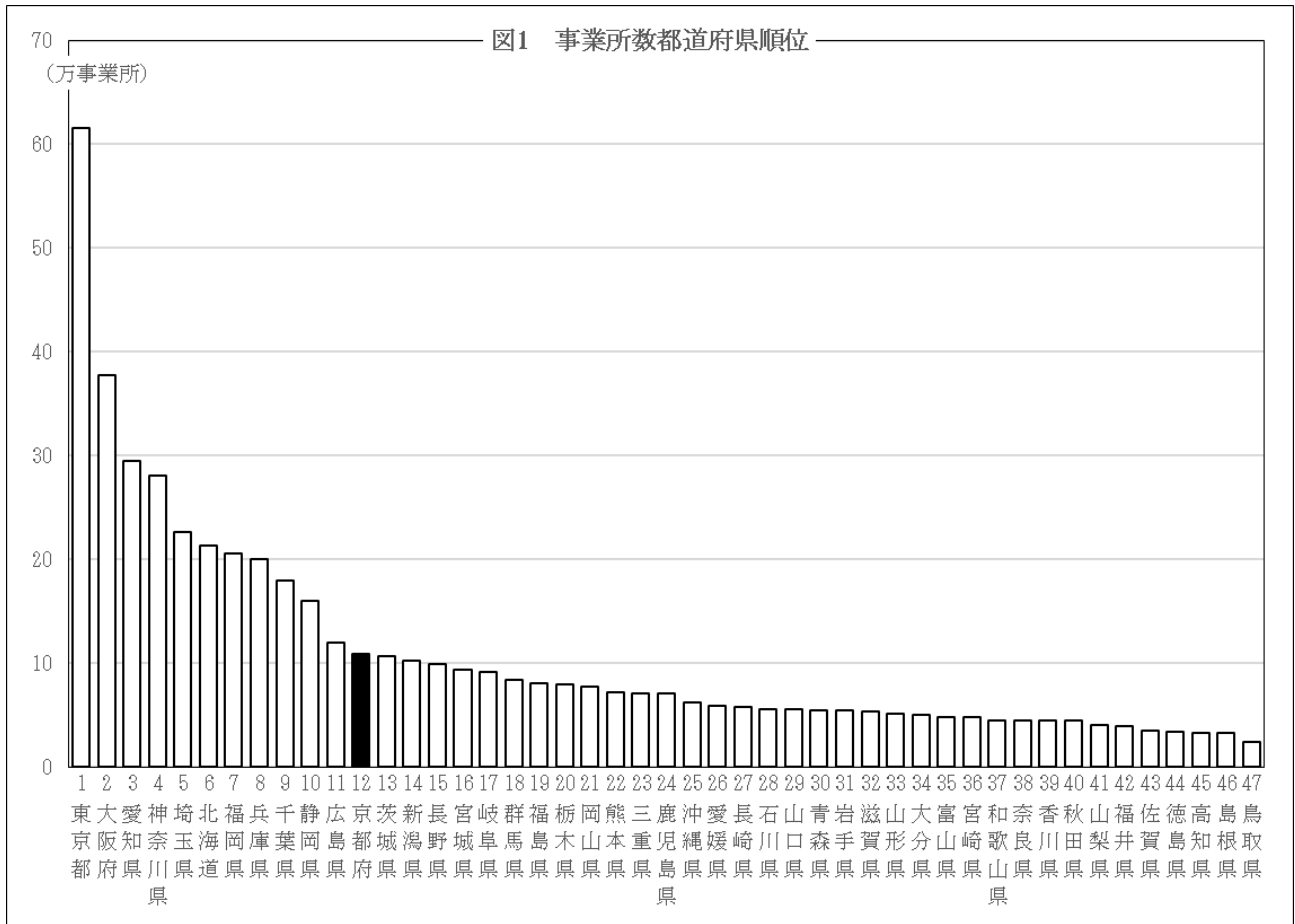
※ 事業所数及び従業者数は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

表2 事業所数及び従業者数の都道府県順位

(単位：事業所、人)

順位		事業所数(令和3年)		順位		従業者数(令和3年)	
R3	H28	全 国	5,078,617	R3	H28	全 国	57,457,856
1	1	東京都	616,002	1	1	東京都	9,433,466
2	2	大阪府	377,959	2	2	大阪府	4,491,328
3	3	愛知県	295,277	3	3	愛知県	3,832,121
4	4	神奈川県	280,687	4	4	神奈川県	3,481,162
5	5	埼玉県	226,535	5	5	埼玉県	2,574,456
}				}			
11	11	広島県	120,069	11	11	広島県	1,293,541
12	13	京都府	108,368	12	12	茨城県	1,223,518
13	12	茨城県	107,129	13	13	京都府	1,139,827
14	14	新潟県	102,811	14	15	宮城県	1,022,384
15	15	長野県	98,643	15	14	新潟県	998,189

※ 事業所数及び従業者数は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。



2 産業大分類別の状況

(1) 事業所数

**事業所数が最も多いのは「卸売業、小売業」で全体の23.5%を占める
「製造業」、「宿泊業、飲食サービス業」の構成比が全国より高い**

産業大分類別の事業所数では、「卸売業、小売業」が25,471事業所で最も多く、全事業所の23.5%を占めている。次いで、「宿泊業、飲食サービス業」が13,225事業所(12.2%)、「製造業」が11,973事業所(11.0%)などとなっている。

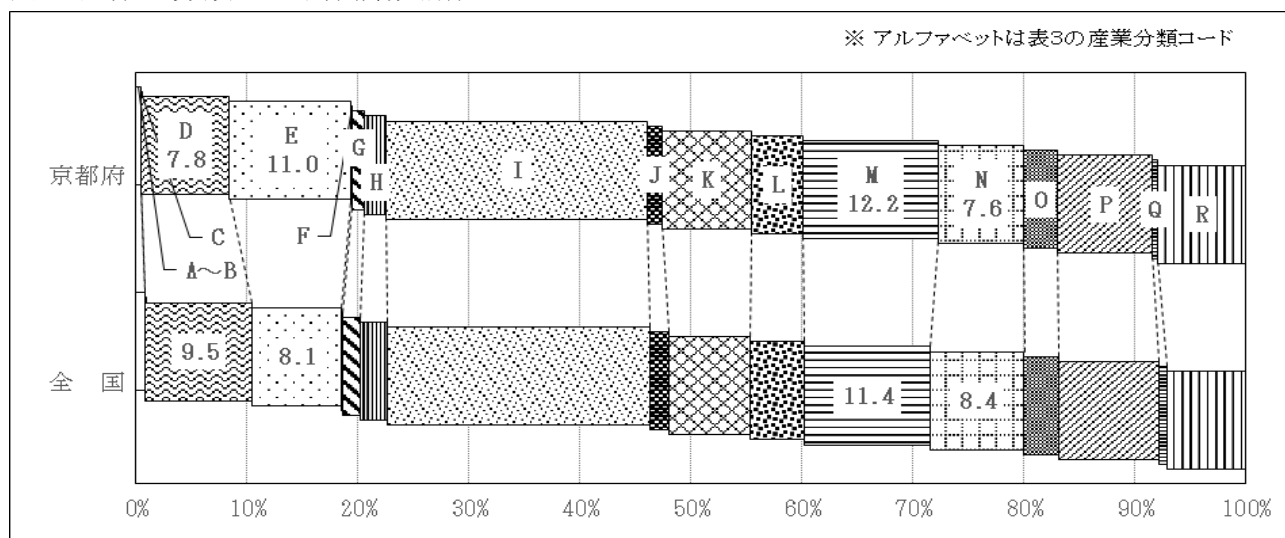
事業所数の産業大分類別の構成比を全国と比較すると、「製造業」、「宿泊業、飲食サービス業」などが全国より高く、「建設業」、「生活関連サービス業、娯楽業」などが低くなっている。

表3 産業大分類別の事業所数

産業分類コード	産業大分類	令和3年				(参考) 平成28年			
		事業所数		構成比 (%)		事業所数		構成比 (%)	
		京都府	全国	京都府	全国	京都府	全国	京都府	全国
A~R	全産業(公務を除く)	108,368	5,078,617	100.0	100.0	113,774	5,340,783	100.0	100.0
A~B	農林漁業	515	41,891	0.5	0.8	302	32,676	0.3	0.6
C	鉱業、採石業、砂利採取業	25	1,888	0.0	0.0	23	1,851	0.0	0.0
D	建設業	8,502	483,649	7.8	9.5	8,525	492,734	7.5	9.2
E	製造業	11,973	410,864	11.0	8.1	13,556	454,800	11.9	8.5
F	電気・ガス・熱供給・水道業	94	9,192	0.1	0.2	71	4,654	0.1	0.1
G	情報通信業	1,190	75,775	1.1	1.5	963	63,574	0.8	1.2
H	運輸業、郵便業	2,133	128,248	2.0	2.5	2,110	130,459	1.9	2.4
I	卸売業、小売業	25,471	1,200,507	23.5	23.6	29,033	1,355,060	25.5	25.4
J	金融業、保険業	1,518	83,332	1.4	1.6	1,498	84,041	1.3	1.6
K	不動産業、物品賃貸業	8,679	372,350	8.0	7.3	8,087	353,155	7.1	6.6
L	学術研究、専門・技術サービス業	5,000	249,188	4.6	4.9	4,337	223,439	3.8	4.2
M	宿泊業、飲食サービス業	13,225	578,342	12.2	11.4	15,200	696,396	13.4	13.0
N	生活関連サービス業、娯楽業	8,275	428,023	7.6	8.4	9,097	470,713	8.0	8.8
O	教育、学習支援業	3,422	160,352	3.2	3.2	3,664	167,662	3.2	3.1
P	医療、福祉	9,140	459,656	8.4	9.1	8,740	429,173	7.7	8.0
Q	複合サービス事業	575	32,672	0.5	0.6	594	33,780	0.5	0.6
R	サービス業(他に分類されないもの)	8,631	362,688	8.0	7.1	7,974	346,616	7.0	6.5

※ 「事業所数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

図3 産業大分類別の事業所数構成比



(2) 従業者数

従業者数が最も多いのは、「卸売業、小売業」で全体の20.5%を占める

産業大分類別の従業者数では、「卸売業、小売業」の従事者が233,476人で最も多く、全従業者数の20.5%を占めている。次いで、「製造業」が185,111人(16.2%)、「医療、福祉」が176,106人(15.5%)、「宿泊業、飲食サービス業」が111,933人(9.8%)と続き、この4業種で従業者数全体の62.0%を占めている。

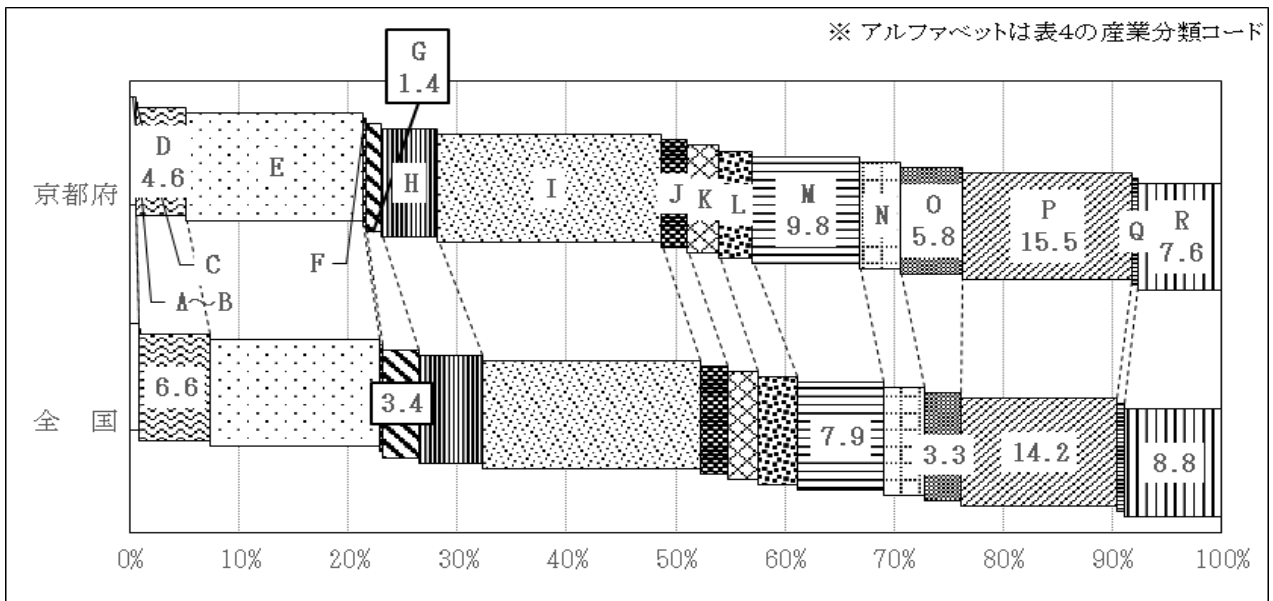
従業者数の産業大分類別の構成比を全国と比較すると、「教育、学習支援業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」などで全国より高く、「建設業」、「情報通信業」、「サービス業(他に分類されないもの)」などで低くなっている。

表4 産業大分類別の従業者数

産業分類コード	産業大分類	令和3年				(参考) 平成28年			
		従業者数(人)		構成比(%)		従業者数(人)		構成比(%)	
		京都府	全国	京都府	全国	京都府	全国	京都府	全国
A~R	全産業(公務を除く)	1,139,827	57,457,856	100.0	100.0	1,137,370	56,872,826	100.0	100.0
A~B	農林漁業	6,240	452,033	0.5	0.8	4,175	363,024	0.4	0.6
C	鉱業、採石業、砂利採取業	173	19,719	0.0	0.0	156	19,467	0.0	0.0
D	建設業	52,009	3,765,266	4.6	6.6	50,409	3,690,740	4.4	6.5
E	製造業	185,111	8,866,615	16.2	15.4	182,901	8,864,253	16.1	15.6
F	電気・ガス・熱供給・水道業	2,357	201,973	0.2	0.4	2,026	187,818	0.2	0.3
G	情報通信業	16,409	1,930,909	1.4	3.4	14,576	1,642,042	1.3	2.9
H	運輸業、郵便業	58,558	3,289,264	5.1	5.7	55,419	3,197,231	4.9	5.6
I	卸売業、小売業	233,476	11,476,947	20.5	20.0	247,308	11,843,869	21.7	20.8
J	金融業、保険業	27,928	1,495,022	2.5	2.6	26,653	1,530,002	2.3	2.7
K	不動産業、物品賃貸業	33,319	1,601,093	2.9	2.8	30,328	1,462,395	2.7	2.6
L	学術研究、専門・技術サービス業	34,698	2,055,691	3.0	3.6	29,788	1,842,795	2.6	3.2
M	宿泊業、飲食サービス業	111,933	4,514,940	9.8	7.9	125,617	5,362,088	11.0	9.4
N	生活関連サービス業、娯楽業	41,730	2,191,060	3.7	3.8	46,064	2,420,557	4.1	4.3
O	教育、学習支援業	65,977	1,921,979	5.8	3.3	66,259	1,827,596	5.8	3.2
P	医療、福祉	176,106	8,144,879	15.5	14.2	163,193	7,374,844	14.3	13.0
Q	複合サービス事業	7,468	452,579	0.7	0.8	8,349	484,260	0.7	0.9
R	サービス業(他に分類されないもの)	86,335	5,077,887	7.6	8.8	84,149	4,759,845	7.4	8.4

※ 「従業者数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

図4 産業大分類別の従業者構成比



(3) 男女別従業者数

従業者数の男女別構成比は、男性が 53.7%、女性が 45.8%

従業者数全体の男女別構成比は、男性が 53.7%、女性が 45.8%となっている。(男女別不詳 0.5%)
 全国と比較すると、女性の従業者の割合がやや高い。(京都府 45.8%、全国 44.1%)

産業大分類別の構成比では、主要産業では「運輸業、郵便業」、「建設業」、「製造業」などで男性の構成比が高く、「医療、福祉」、「金融業、保険業」、「宿泊業、飲食サービス業」などで女性の構成比が高くなっている。

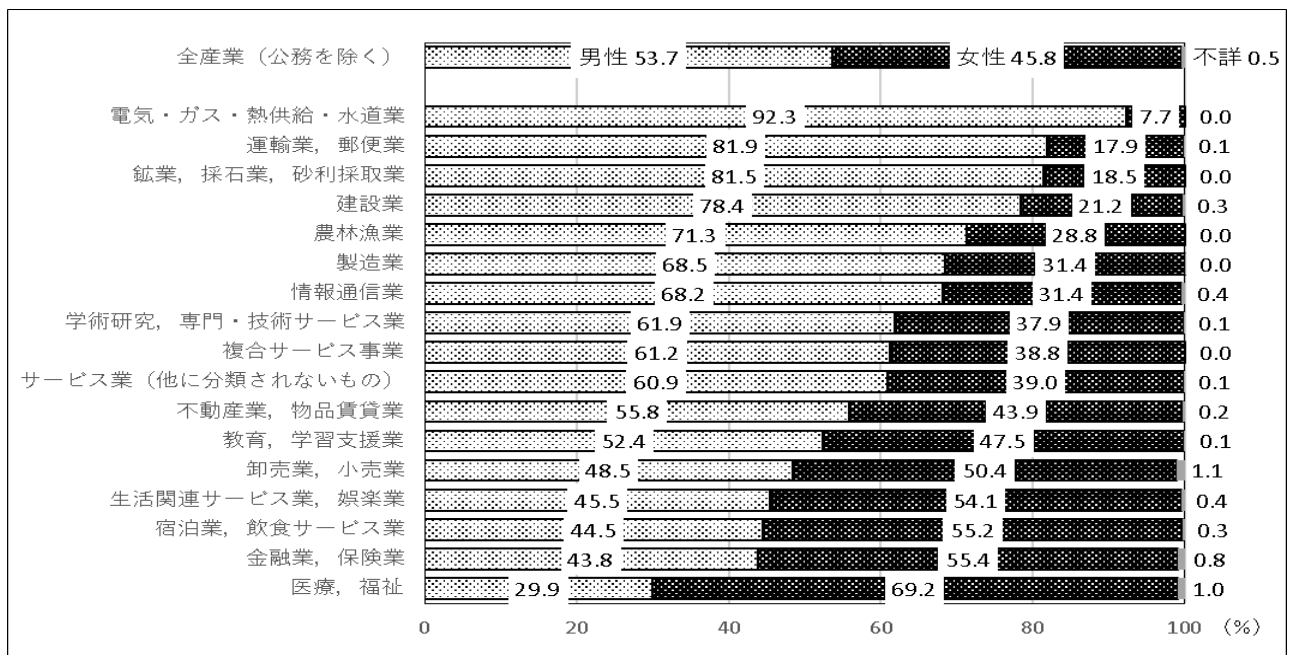
表5 産業大分類別の男女別従業者数

産業大分類	京都府				全国		
	従業者数 (人)			構成比 (%)		構成比 (%)	
	総数	男性	女性	男性	女性	男性	女性
全産業 (公務を除く)	1,139,827	612,295	522,018	53.7	45.8	55.2	44.1
農林漁業	6,240	4,446	1,794	71.3	28.8	70.5	29.3
鉱業、採石業、砂利採取業	173	141	32	81.5	18.5	84.4	15.5
建設業	52,009	40,798	11,044	78.4	21.2	80.7	18.9
製造業	185,111	126,873	58,197	68.5	31.4	70.1	29.8
電気・ガス・熱供給・水道業	2,357	2,176	181	92.3	7.7	85.4	14.2
情報通信業	16,409	11,194	5,151	68.2	31.4	71.6	27.5
運輸業、郵便業	58,558	47,972	10,509	81.9	17.9	79.9	20.0
卸売業、小売業	233,476	113,215	117,729	48.5	50.4	50.3	48.5
金融業、保険業	27,928	12,228	15,469	43.8	55.4	44.1	54.7
不動産業、物品賃貸業	33,319	18,608	14,643	55.8	43.9	58.5	41.3
学術研究、専門・技術サービス業	34,698	21,487	13,159	61.9	37.9	64.9	34.5
宿泊業、飲食サービス業	111,933	49,820	61,818	44.5	55.2	41.4	58.0
生活関連サービス業、娯楽業	41,730	18,968	22,591	45.5	54.1	42.7	57.0
教育、学習支援業	65,977	34,602	31,323	52.4	47.5	47.0	52.8
医療、福祉	176,106	52,647	121,785	29.9	69.2	27.8	70.8
複合サービス事業	7,468	4,573	2,895	61.2	38.8	59.8	40.2
サービス業 (他に分類されないもの)	86,335	52,547	33,698	60.9	39.0	58.8	40.8

※ 「従業者数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

※ 総数には男女別の不詳を含むため、男性と女性の合計値と一致しない。

図5 産業大分類別男女別従業者構成比



3 従業者規模別の状況

(1) 事業所数及び従業者数

従業者数1人～4人の事業所が59.3%、19人以下の事業所が88.9%を占める

従業者数の規模別事業所数は、従業者数「1～4人」の事業所が64,218事業所と最も多く、以下「5～9人」の事業所(19,871事業所)、「10～19人」の事業所(12,299事業所)の順となっている。従業者数19人以下の事業所で全体の88.9%を占めている。一方、従業者数100人以上の大規模事業所は1,256事業所で全事業所のうち1.2%となっている。

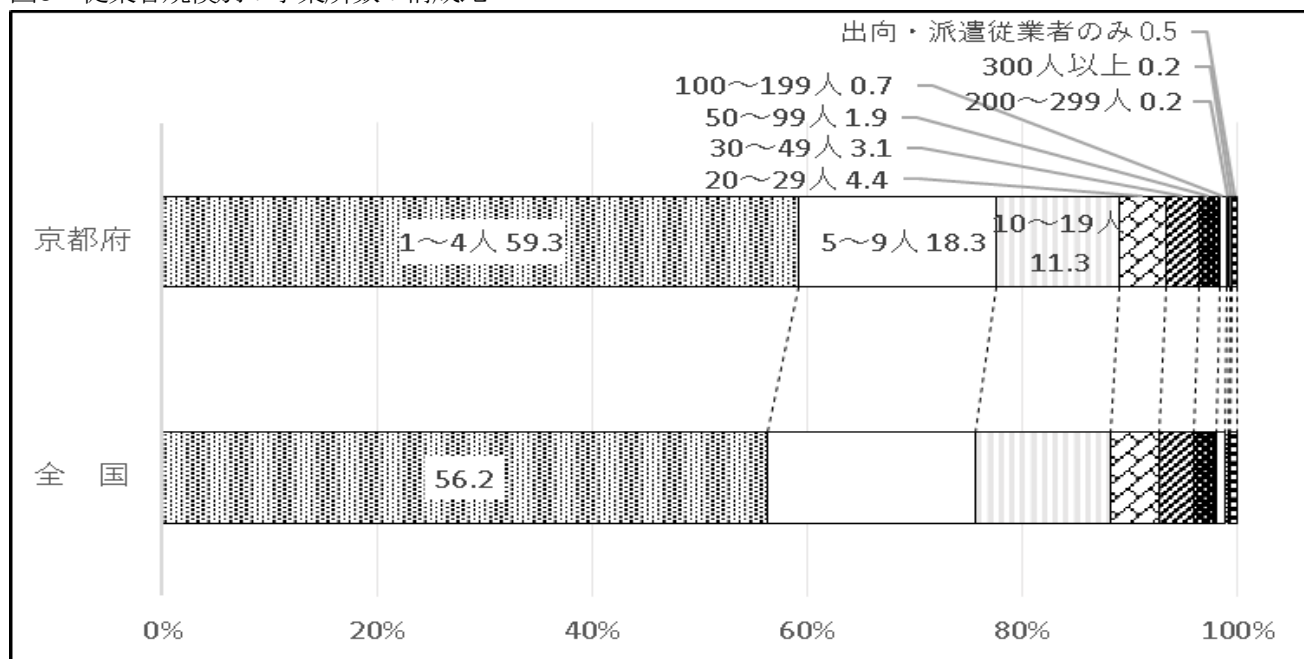
全国と比較すると、従業員「1～4人」の小規模な事業所の構成比が高く(京都府59.3%、全国56.2%)、それ以外の区分では全国の構成比より低くなっている。

表6 従業者規模別の事業所数及び従業者数

従業者規模	令和3年							
	事業所数		構成比(%)		従業者数(人)		構成比(%)	
	京都府	全国	京都府	全国	京都府	全国	京都府	全国
総数	108,368	5,078,617	100.0	100.0	1,139,827	57,457,856	100.0	100.0
1～4人	64,218	2,855,700	59.3	56.2	134,394	5,994,978	11.8	10.4
5～9人	19,871	983,683	18.3	19.4	130,322	6,474,493	11.4	11.3
10～19人	12,299	637,041	11.3	12.5	166,641	8,611,510	14.6	15.0
20～29人	4,807	232,500	4.4	4.6	114,284	5,525,861	10.0	9.6
30～49人	3,319	165,982	3.1	3.3	124,583	6,244,563	10.9	10.9
50～99人	2,005	104,708	1.9	2.1	136,732	7,164,135	12.0	12.5
100～199人	789	41,246	0.7	0.8	106,543	5,599,336	9.3	9.7
200～299人	216	11,209	0.2	0.2	52,557	2,710,805	4.6	4.7
300人以上	251	13,239	0.2	0.3	173,771	9,132,175	15.2	15.9
出向・派遣従業者のみ	593	33,309	0.5	0.7	-	-	-	-

※ 「事業所数」、「従業者数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

図6 従業者規模別の事業所数の構成比



4 経営組織別の状況

事業所数の経営組織別の構成比は個人経営が36.3%、法人経営が63.2%

事業所を経営組織別の構成比で見ると、個人経営が36.3%、法人経営が63.2%、法人以外の団体が0.5%となっている。従業者数では個人経営の事業所の従業者数が10.2%、法人経営の事業所の従業者数が89.6%、法人でない団体の事業所の従業者数が0.2%となっている。

全国と比較すると、事業所数、従業者数とも個人経営の割合がやや高い。

表7 経営組織別の事業所数及び従業者数

事業所の経営組織	京都府				全国			
	事業所数	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	事業所数	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
合計	108,368	100.0	1,139,827	100.0	5,078,617	100.0	57,457,856	100.0
個人	39,365	36.3	116,182	10.2	1,636,030	32.2	4,573,026	8.0
法人	68,468	63.2	1,021,619	89.6	3,413,882	67.2	52,762,364	91.8
会社	56,370	52.0	786,843	69.0	2,943,090	58.0	43,697,806	76.1
会社以外の法人	12,098	11.2	234,776	20.6	470,792	9.3	9,064,558	15.8
法人でない団体	535	0.5	2,026	0.2	28,705	0.6	122,466	0.2

※ 「事業所数」、「従業者数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

5 従業者の地位別状況

従業者数を従業上の地位別構成比で見ると、常用雇用者が85.7%、臨時雇用者が2.9%、雇用者以外(個人業主、無給の家族従業者、企業等の有給役員)が11.4%となっている。常用雇用者の内訳は、無期雇用者が56.7%、有期雇用者(1か月以上)が29.0%となっている。

表8 従業上の地位別従業者数

従業上の地位	京都府		全国	
	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
総数	1,139,827	100.0	57,457,856	100.0
個人業主	39,178	3.4	1,628,608	2.8
無給の家族従業者	11,888	1.0	422,629	0.7
有給役員	78,909	6.9	3,790,106	6.6
常用雇用者	976,426	85.7	50,210,035	87.4
無期雇用者	646,063	56.7	35,598,937	62.0
有期雇用者	330,363	29.0	14,611,098	25.4
臨時雇用者	33,426	2.9	1,406,478	2.4

※ 「事業所数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

※ 従業者の地位の定義については、「用語の解説」の2のとおり

6 市区町村別の状況

市町村別の構成比では京都市が事業所数で62.6%、従業者数で64.9%を占める

市町村別の事業所数では、京都市が67,866事業所で府全体の62.6%を占めており、次いで宇治市(4.7%)、福知山市(3.4%)、京丹後市(3.2%)舞鶴市(3.1%)、亀岡市(2.7%)の順となっている。京都市の行政区では中京区が最も多く、次いで伏見区、下京区、右京区の順となっている。

従業者数では京都市が739,305人で全体の64.9%を占めており、次いで宇治市(4.7%)、福知山市(3.3%)、長岡京市(2.8%)、舞鶴市(2.5%)、亀岡市(2.3%)の順になっている。京都市の行政区では下京区が最も多く、次いで伏見区、中京区、南区の順となっている。

表9 市区町村別の事業所数及び従業者数

市区町村	令和3年				(参考) 平成28年			
	事業所数	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	事業所数	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
京都府	108,368	100.0	1,139,827	100.0	113,774	100.0	1,137,370	100.0
京都市	67,866	62.6	739,305	64.9	70,637	62.1	739,542	65.0
北 区	4,722	4.4	37,909	3.3	5,119	4.5	41,830	3.7
上京区	4,713	4.3	36,634	3.2	5,048	4.4	38,477	3.4
左京区	6,210	5.7	67,239	5.9	6,719	5.9	69,621	6.1
中京区	9,787	9.0	99,290	8.7	9,871	8.7	98,191	8.6
東山区	4,272	3.9	31,511	2.8	4,192	3.7	31,034	2.7
下京区	8,129	7.5	119,116	10.5	8,502	7.5	119,516	10.5
南 区	5,677	5.2	96,140	8.4	5,743	5.0	90,306	7.9
右京区	7,015	6.5	71,045	6.2	7,648	6.7	72,048	6.3
伏見区	9,158	8.5	102,966	9.0	9,181	8.1	101,661	8.9
山科区	4,214	3.9	41,465	3.6	4,446	3.9	41,476	3.6
西京区	3,969	3.7	35,990	3.2	4,168	3.7	35,382	3.1
福知山市	3,718	3.4	37,308	3.3	3,842	3.4	37,476	3.3
舞鶴市	3,321	3.1	28,302	2.5	3,693	3.2	29,805	2.6
綾部市	1,451	1.3	14,911	1.3	1,531	1.3	15,063	1.3
宇治市	5,071	4.7	53,729	4.7	5,413	4.8	54,794	4.8
宮津市	1,138	1.1	7,595	0.7	1,234	1.1	8,065	0.7
亀岡市	2,965	2.7	26,384	2.3	3,090	2.7	27,474	2.4
城陽市	2,235	2.1	22,117	1.9	2,392	2.1	21,463	1.9
向日市	1,598	1.5	15,195	1.3	1,790	1.6	14,110	1.2
長岡京市	2,551	2.4	32,272	2.8	2,601	2.3	30,067	2.6
八幡市	1,887	1.7	24,428	2.1	1,964	1.7	23,003	2.0
京田辺市	1,886	1.7	24,342	2.1	1,960	1.7	23,632	2.1
京丹後市	3,496	3.2	21,686	1.9	4,079	3.6	22,368	2.0
南丹市	1,339	1.2	12,116	1.1	1,400	1.2	12,552	1.1
木津川市	1,895	1.7	17,036	1.5	1,878	1.7	15,547	1.4
大山崎町	414	0.4	5,445	0.5	401	0.4	5,146	0.5
久御山町	1,470	1.4	23,743	2.1	1,579	1.4	23,447	2.1
井手町	331	0.3	3,312	0.3	335	0.3	3,998	0.4
宇治田原町	447	0.4	5,271	0.5	429	0.4	5,220	0.5
笠置町	69	0.1	372	0.0	85	0.1	438	0.0
和束町	155	0.1	1,008	0.1	136	0.1	1,035	0.1
精華町	866	0.8	10,638	0.9	836	0.7	9,164	0.8
南山城村	85	0.1	465	0.0	83	0.1	586	0.1
京丹波町	686	0.6	5,359	0.5	704	0.6	5,053	0.4
伊根町	148	0.1	684	0.1	131	0.1	664	0.1
与謝野町	1,280	1.2	6,804	0.6	1,551	1.4	7,658	0.7

※ 「事業所数」、「従業者数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

7 地域別の状況

地域別に平成28年(参考値)と比較すると、丹後地域、中丹地域、南丹地域、京都市域においては事業所数、従業者数とも減少しているが、山城地域では山城中部地域及び乙訓地域においては従業者数が、相楽地域においては事業所数、従業者数ともに増加している。

表10 地域別の事業所数及び従業者数

地域	令和3年				(参考)平成28年			
	事業所数	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	事業所数	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
京都府	108,368	100.0	1,139,827	100.0	113,774	100.0	1,137,370	100.0
丹後地域	6,062	5.6	36,769	3.2	6,995	6.1	38,755	3.4
中丹地域	8,490	7.8	80,521	7.1	9,066	8.0	82,344	7.2
南丹地域	4,990	4.6	43,859	3.8	5,194	4.6	45,079	4.0
京都市域	67,866	62.6	739,305	64.9	70,637	62.1	739,542	65.0
山城地域	20,960	19.3	239,373	21.0	21,882	19.2	231,650	20.4
乙訓地域	4,563	4.2	52,912	4.6	4,792	4.2	49,323	4.3
山城中部地域	13,327	12.3	156,942	13.8	14,072	12.4	155,557	13.7
相楽地域	3,070	2.8	29,519	2.6	3,018	2.7	26,770	2.4

※ 「事業所数」、「従業者数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

※地域区分は下記のとおり

(丹後地域)	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
(中丹地域)	福知山市、舞鶴市、綾部市
(南丹地域)	亀岡市、南丹市、京丹波町
(京都市域)	京都市
(山城地域)	
(乙訓地域)	向日市、長岡京市、大山崎町
(山城中部地域)	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
(相楽地域)	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

8 産業大分類別売上（収入）金額の状況

売上（収入）金額が多いのは、「卸売業、小売業」、「製造業」、「医療、福祉」の順

産業大分類別の売上（収入）金額は、「卸売業、小売業」が8兆158億円と最も多く、次いで「製造業」が6兆5,554億円、「医療、福祉」が2兆6,737億円などとなっている。

各産業分類における売上（収入）金額の全国順位は、「宿泊、飲食サービス業」が第11位と最も高く、次いで「医療、福祉」が第12位、「卸売業、小売業」、「不動産業、物品賃貸業」がそれぞれ第13位などとなっている。

表11 産業大分類別売上（収入）金額

産業大分類	京都府				全国計	
	事業所数	売上（収入）金額 （百万円）	全国計に占める 割合（%）	全国順位	事業所数	売上（収入）金額 （百万円）
農林漁業	482	39,111	0.7	41	39,949	5,406,175
鉱業、採石業、砂利採取業	24	6,322	0.9	27	1,741	707,705
建設業	7,933	…	…	…	460,596	…
製造業	11,174	6,555,438	2.1	17	391,342	319,747,527
電気・ガス・熱供給・水道業	89	…	…	…	8,820	…
情報通信業	1,064	…	…	…	68,303	…
情報通信業（通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業）	405	…	…	…	22,636	…
情報通信業（情報サービス業、インターネット附随サービス業）	659	195,405	0.5	14	45,667	39,430,850
運輸業、郵便業	2,000	…	…	…	122,353	…
卸売業、小売業	23,637	8,015,767	1.4	13	1,126,642	585,548,687
金融業、保険業	1,457	…	…	…	80,400	…
不動産業、物品賃貸業	7,955	715,934	1.3	13	351,258	55,504,984
学術研究、専門・技術サービス業	4,585	429,225	0.9	15	231,604	47,676,855
宿泊業、飲食サービス業	11,557	492,910	2.5	11	519,787	19,374,088
生活関連サービス業、娯楽業	7,512	426,060	1.4	17	396,449	31,153,544
教育、学習支援業	3,070	…	…	…	145,028	…
教育、学習支援業（学校教育）	450	…	…	…	19,497	…
教育、学習支援業（その他の教育、学習支援業）	2,620	67,229	1.7	14	125,531	4,020,309
医療、福祉	8,555	2,673,700	1.5	12	427,767	178,933,797
複合サービス事業	573	…	…	…	32,474	…
複合サービス事業（郵便局）	462	…	…	…	23,275	…
複合サービス事業（協同組合）	111	22,581	0.9	41	9,199	2,655,179
サービス業（他に分類されないもの）	8,144	…	…	…	342,300	…
サービス業（政治・経済・文化団体、宗教）	4,868	…	…	…	147,262	…
サービス業（政治・経済・文化団体、宗教を除く）	3,276	600,033	1.3	14	195,038	46,371,852

※ 売上（収入）金額の数値が得られた事業所について集計したため、事業所数は表3の数値と一致しない。

※ 「…」は、事業所単位で売上（収入）金額の把握ができない産業である。

II 企業等に関する集計結果の概況

京都府内の企業等数は8万3097で全国第12位。企業等数では「卸売業、小売業」が最も多く、売上（収入）金額及び純付加価値額では「製造業」が最も高い

京都府の企業等（府内に本社等がある法人及び個人経営の事業所）の数は83,097企業で、全国順位では第12位、その売上（収入）金額は24兆5,139億円で第12位、純付加価値額は5兆7,921億円で第11位となっている。

産業大分類別に見ると、企業等数では「卸売業、小売業」が17,477企業（21.0%）と最も多く、次いで「製造業」（10,580企業、12.7%）、「宿泊業、飲食サービス業」（9,910企業、11.9%）の順となっている。これに対して、売上（収入）金額、純付加価値額では、いずれも「製造業」が最も高く、売上（収入）金額の37.6%、純付加価値額の37.3%を占めている。全国と比較しても売上（収入）金額、純付加価値額に占める「製造業」の構成比が高くなっている。

表12 企業等数、売上（収入）金額、純付加価値額の都道府県順位

（単位：千企業、千億円、%）

都道府県順位	企業等数	全国に占める割合	都道府県順位	売上（収入）金額	全国に占める割合	都道府県順位	純付加価値額	全国に占める割合
- 全国	3,674.1	100.0	- 全国	17,020.2	100.0	- 全国	3,371.4	100.0
1 東京都	451.4	12.3	1 東京都	7,818.9	45.9	1 東京都	1,549.6	46.0
2 大阪府	278.8	7.6	2 大阪府	1,534.6	9.0	2 大阪府	272.9	8.1
3 愛知県	209.4	5.7	3 愛知県	1,143.5	6.7	3 愛知県	185.9	5.5
4 神奈川県	197.1	5.4	4 神奈川県	689.8	4.1	4 神奈川県	137.9	4.1
5 埼玉県	160.3	4.4	5 福岡県	455.7	2.7	5 福岡県	86.5	2.6
6 北海道	148.0	4.0	6 兵庫県	399.8	2.3	6 埼玉県	84.9	2.5
7 兵庫県	145.9	4.0	7 埼玉県	379.3	2.2	7 兵庫県	77.3	2.3
8 福岡県	142.4	3.9	8 北海道	376.1	2.2	8 北海道	74.6	2.2
9 千葉県	123.2	3.4	9 静岡県	301.9	1.8	9 静岡県	61.3	1.8
10 静岡県	117.1	3.2	10 千葉県	297.6	1.7	10 千葉県	60.3	1.8
11 広島県	85.0	2.3	11 広島県	286.1	1.7	11 京都府	57.9	1.7
12 京都府	83.1	2.3	12 京都府	245.1	1.4	12 広島県	54.2	1.6
13 茨城県	78.3	2.1	13 宮城県	192.9	1.1	13 茨城県	37.0	1.1
14 新潟県	74.8	2.0	14 茨城県	164.0	1.0	14 宮城県	36.7	1.1
15 長野県	72.9	2.0	15 新潟県	156.7	0.9	15 岐阜県	34.0	1.0

※ 「企業等」とは事業、活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を営んでいる場合は、それからまとめて一つの企業等となる。

※ 「企業等数」、「売上（収入）金額」、「純付加価値額」は必要な事項の数値が得られた企業等を対象に集計した。

※ 「売上（収入）金額」、「純付加価値額」は各都道府県内に本所を有する企業等を対象に企業等単位で集計しているため、他の都道府県に所在する事業所の金額を含んでいる。一方、都道府県内に事業所が存在していても、本所が他の都道府県にある場合には集計に含まれない。

（以上の留意事項は表13～15において同じ）

表13 産業大分類別企業等数

(単位：%)

産業大分類	令和3年				(参考) 平成28年			
	京都府	産業 構成比	全 国	産業 構成比	京都府	産業 構成比	全 国	産業 構成比
A～R 全産業 (S_公務を除く)	83,097	100.0	3,674,058	100.0	86,935	100.0	3,856,457	100.0
A～B 農林漁業	460	0.6	35,332	1.0	257	0.3	25,992	0.7
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	21	0.0	1,449	0.0	19	0.0	1,376	0.0
D 建設業	7,701	9.3	424,290	11.5	7,714	8.9	431,736	11.2
E 製造業	10,580	12.7	340,064	9.3	12,150	14.0	384,781	10.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	46	0.1	5,494	0.1	11	0.0	1,087	0.0
G 情報通信業	934	1.1	56,078	1.5	701	0.8	43,585	1.1
H 運輸業, 郵便業	1,146	1.4	67,105	1.8	1,161	1.3	68,808	1.8
I 卸売業, 小売業	17,477	21.0	739,837	20.1	19,889	22.9	842,182	21.8
J 金融業, 保険業	557	0.7	31,090	0.8	509	0.6	29,439	0.8
K 不動産業, 物品賃貸業	7,794	9.4	327,814	8.9	7,058	8.1	302,835	7.9
L 学術研究, 専門・技術サービス業	4,365	5.3	213,865	5.8	3,764	4.3	189,515	4.9
M 宿泊業, 飲食サービス業	9,910	11.9	422,908	11.5	11,494	13.2	511,846	13.3
N 生活関連サービス業, 娯楽業	6,546	7.9	333,402	9.1	7,208	8.3	366,146	9.5
O 教育, 学習支援業	2,355	2.8	108,095	2.9	2,531	2.9	114,451	3.0
P 医療, 福祉	6,401	7.7	298,952	8.1	6,413	7.4	294,371	7.6
Q 複合サービス事業	49	0.1	5,545	0.2	54	0.1	5,719	0.1
R サービス業 (他に分類されないもの)	6,755	8.1	262,738	7.2	6,002	6.9	242,588	6.3

表14 産業大分類別売上(収入)金額

(単位：億円、%)

産業大分類	令和3年				(参考) 平成28年			
	京都府	産業 構成比	全 国	産業 構成比	京都府	産業 構成比	全 国	産業 構成比
A～R 全産業 (S_公務を除く)	245,139	100.0	17,020,201	100.0	216,100	100.0	16,247,143	100.0
A～B 農林漁業	983	0.4	59,616	0.4	898	0.4	49,939	0.3
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	36	0.0	13,306	0.1	40	0.0	20,441	0.1
D 建設業	13,325	5.4	1,210,532	7.1	11,712	5.4	1,084,509	6.7
E 製造業	92,208	37.6	3,909,934	23.0	74,827	34.6	3,962,754	24.4
F 電気・ガス・熱供給・水道業	75	0.0	362,170	2.1	64	0.0	262,424	1.6
G 情報通信業	4,861	2.0	739,931	4.3	2,611	1.2	599,456	3.7
H 運輸業, 郵便業	15,906	6.5	634,065	3.7	11,884	5.5	647,906	4.0
I 卸売業, 小売業	57,861	23.6	4,814,654	28.3	58,321	27.0	5,007,943	30.8
J 金融業, 保険業	3,733	1.5	1,190,007	7.0	3,544	1.6	1,251,303	7.7
K 不動産業, 物品賃貸業	6,388	2.6	580,406	3.4	5,564	2.6	460,553	2.8
L 学術研究, 専門・技術サービス業	4,144	1.7	507,174	3.0	2,766	1.3	415,017	2.6
M 宿泊業, 飲食サービス業	4,593	1.9	205,932	1.2	5,163	2.4	254,815	1.6
N 生活関連サービス業, 娯楽業	7,274	3.0	308,630	1.8	8,628	4.0	456,611	2.8
O 教育, 学習支援業	6,798	2.8	172,119	1.0	6,432	3.0	154,101	0.9
P 医療, 福祉	20,828	8.5	1,731,927	10.2	18,866	8.7	1,114,880	6.9
Q 複合サービス事業	370	0.2	88,438	0.5	438	0.2	95,955	0.6
R サービス業 (他に分類されないもの)	5,755	2.3	491,359	2.9	4,339	2.0	408,536	2.5

表 15 産業大分類別純付加価値額

(単位：億円、%)

産業大分類	令和3年				(参考) 平成28年			
	京都府	産業 構成比	全 国	産業 構成比	京都府	産業 構成比	全 国	産業 構成比
A～R 全産業 (S_公務を除く)	57,921	100.0	3,371,437	100.0	47,830	100.0	2,895,355	100.0
A～B 農林漁業	229	0.4	11,649	0.3	215	0.4	11,787	0.4
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	9	0.0	3,599	0.1	7	0.0	6,624	0.2
D 建設業	2,853	4.9	237,133	7.0	2,203	4.6	208,207	7.2
E 製造業	21,622	37.3	651,543	19.3	15,545	32.5	687,891	23.8
F 電気・ガス・熱供給・水道業	18	0.0	40,906	1.2	13	0.0	40,230	1.4
G 情報通信業	1,353	2.3	194,242	5.8	799	1.7	160,016	5.5
H 運輸業, 郵便業	5,342	9.2	133,452	4.0	3,921	8.2	166,516	5.8
I 卸売業, 小売業	7,764	13.4	485,584	14.4	7,892	16.5	541,633	18.7
J 金融業, 保険業	1,431	2.5	190,739	5.7	1,439	3.0	191,532	6.6
K 不動産業, 物品賃貸業	1,620	2.8	109,007	3.2	1,611	3.4	94,604	3.3
L 学術研究, 専門・技術サービス業	1,885	3.3	202,702	6.0	1,153	2.4	151,643	5.2
M 宿泊業, 飲食サービス業	1,330	2.3	60,518	1.8	1,960	4.1	96,041	3.3
N 生活関連サービス業, 娯楽業	1,318	2.3	46,957	1.4	1,623	3.4	77,156	2.7
O 教育, 学習支援業	3,168	5.5	79,151	2.3	2,983	6.2	72,464	2.5
P 医療, 福祉	5,709	9.9	712,916	21.1	4,932	10.3	206,663	7.1
Q 複合サービス事業	109	0.2	36,226	1.1	208	0.4	37,837	1.3
R サービス業 (他に分類されないもの)	2,161	3.7	175,112	5.2	1,326	2.8	144,511	5.0

※ 純付加価値額

・基本的な計算式

$$\text{売上(収入)金額} - \text{費用総額} + \text{給与総額} + \text{租税公課}$$

・「金融業, 保険業」の会社及び会社以外の法人

$$\text{経常収益} - \text{通常経費} + \text{給与総額} + \text{租税公課}$$

・「政治団体」及び「宗教」

$$\text{給与総額} + \text{租税公課}$$

用語の解説

1 事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ・ 一定の場所(1区画)を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ・ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

ア 民営事業所

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

イ 出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所をいう。

ウ 事業内容等不詳の事業所

事業所として存在しているが、記入内容等不備などで事業内容等が不明の事業所をいう。

2 従業者

調査日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与(現物給与を含む。)を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

ア 個人業主

個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいう。

なお、個人業主は企業内に必ず一人である。

イ 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれる。

ウ 有給役員

法人、団体の役員(常勤、非常勤は問わない。)で、役員報酬を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

エ 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

オ 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人をいう(定年まで雇用される場合を含む。)

カ 有期雇用者(1か月以上)

常用雇用者のうち、1か月以上の雇用期間を定めて雇用されている人をいう。

キ 臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用））

常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

ク 他への出向・派遣従業者

民営事業所において、従業者のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）でいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

3 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

4 事業所の産業分類

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として2020年1年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。

5 経営組織

民営

国、地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

ア 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

次の会社及び会社以外の法人が該当する。

・ **会社**

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本にその事務所などを登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

・ **会社以外の法人**

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。

例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

イ 個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

ウ 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

6 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を営んでいる場合は、それらはまとめて一つの企業等となる。

具体的には、経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等としている。

7 会社企業

経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業としている。

8 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の売上(収入)金額や主な事業の種類(原則として企業全体の2020年1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの)により、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に準じて分類している。

9 単独・複数の別

ア 単独事業所

他の場所に同一経営の本所(本社・本店)や支所等(支社・支店)を持たない事業所をいう。

イ 本所(本社・本店)

他の場所に同一経営の支所等(支社・支店)があって、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門がいくつかの場所に分散しているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

ウ 支所(支社・支店)

他の場所にある本所(本社・本店)の統括を受けている事業所。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としている。

支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。なお、経営組織が外国の会社は支所とする。

エ 複数事業所企業の事業所

本所及び支所が含まれる。

10 売上(収入)金額

原則として2020年1年間の商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいう。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、「金融業、保険業」の企業等、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としている。

11 事業活動

事業所又は企業等の産業分類を格付けする際は原則として、売上(収入)金額の最も多い主業によるが、実際には主業以外にも複数の事業を行っている場合があり、行っている事業を売上(収入)金額で捉えたものをいう。

12 付加価値額

付加価値とは、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出できる。本調査においては、企業等の付加価値額を、以下の計算式を用いて算出している。

企業全体の純付加価値額

ア 基本的な計算式(次のイ、ウ以外の場合)

$$\text{純付加価値額} = \text{売上(収入)金額} - \text{費用総額} + \text{給与総額} + \text{租税公課}$$

イ 「金融業、保険業」の会社及び会社以外の法人

$$\text{純付加価値額} = \text{経常収益} - \text{経常費用} + \text{給与総額} + \text{租税公課}$$

ウ 「政治団体」及び「宗教」

純付加価値額 = 給与総額 + 租税公課

なお、本調査の付加価値には、国民経済計算の概念では含まれている国内総生産の項目のうち、主に次の項目は含まれていない。

固定資本減耗、雇主の社会保険料負担分、持ち家の帰属家賃、研究開発費、農林漁家、公営企業及び政府サービス生産者の付加価値事業所

<問合せ先>

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町（1号館6階）

京都府 政策企画部 企画統計課 産業統計係

電話：075-414-4496

FAX：075-414-4482

（インターネット）<https://www.pref.kyoto.jp/tokei/>

